

## 平成23年度 第1回長野県地方税制研究会 議事録

日 時：平成23年8月2日（火）

10時30分～12時

場 所：長野県庁議会棟第一特別会議室

### 1 開 会

（茅野課長補佐）

ただいまから「第1回長野県地方税制研究会」を開会いたします。

県が設置する審議会等は原則公開としておりますので、会議状況並びにその結果を公開することとし、傍聴につきましても、運営に支障のない限り認めるということでご了承をお願いします。また、会議結果は議事録を公表させていただきますので、ご了承をお願いします。

それでは、開会に当たりまして、長野県知事阿部守一からあいさつを申し上げます。

### 2 あいさつ

（阿部守一長野県知事）

長野県地方税制研究会、第1回ということで、一言、ごあいさつをさせていただきたいと思えます。

まずは、青木座長を初め委員の皆様方には、大変お忙しい中、今回の研究会の委員をお引き受けいただきましたことについて、感謝申し上げます。

私の思いをお話させていただきます。東日本大震災の話を持ち出すまでもなく、今、日本全体、この長野県も大変大きな転換点に差しかかっています。かつて右肩上がりて人口も増えて、経済も発展して、それに伴って税収も、毎年、伸びていくのが当たり前だという時代が非常に長く続きました。その後、失われた10年、20年ということで、税収も伸びない、あるいは世の中全体が閉塞感に覆われるという時代になっている中で本当に次の時代に向けた新しいビジョンを、これ日本全体も、そして私ども長野県もしっかりと掲げながら、新しい社会づくり、そして新しい行政財政のあり方というものを考えていくべきときが、まさに今であると思っております。

長野県においては、今、中期計画を今年から来年にかけて検討していこうということで取り組んでおりますし、行政財政の改革の方針というの、今年度中に取りまとめていきたいと思っております。

そうした中で、この税制研究会、私は地方自治の基本というのは、やはり住民の皆さんから我々が税金を頂戴して、あるいはお預かりして、それをいかに有効に配分していくかということが、自治の基本だと思っております。しかしながら、日本の場合は、地方分権もずっと叫ばれていましてけれども、多くの税の基本的な仕組みは、ほとんど国が決め、税制の本質的なところの議論、検討というのは行っていない。行いたくても今の制度上、なかなか行えないというのが現実です。

しかし、先ほど申し上げたこれまでの社会の仕組み、あるいは行財政の仕組みというのが、ある意味で行き詰まりを見せている。新しい時代に向けて大きな転換を行っていかねばいけないときに、この税の問題についても、これまでと同じような発想、同じような取り組みで、

本当に県民の皆様の期待に応えられるかという点、私はそうはならないだろうと。むしろ、この税のあり方についても、これまで以上に踏み込んだ検討をしていくこと抜きに県民の期待に応えられる、県民の思いを実現できる県政にはならないと思っています。

今、長野県は、いろいろ私の方で新しい課題を提示しながら進めていこうと思っています。例えば自然エネルギーの普及拡大ですとか、あるいはほかの地域との交流人口の拡大、あるいは移住の拡大ですとか、さまざまな新しい課題もあります。またそれと同時に、長野県の強みをしっかり守っていかねばいけないという観点で、森林づくりのための超過課税も、今、行っておりますけれども、我々長野県としては、県の豊かなすぐれた自然環境をどう守っていくのか。あるいは、健康長寿県である我々長野県の、本当に県民の皆さんが安心して暮らしていける社会の仕組みをどうやってつくっていくか。そういう長野県の強みを生かしていく、強みをさらに強化していくような取り組みもしていかなければいけません。

そうした中で、私としては、この税制のあり方、一つは財源としての税ということももちろんあると思いますし、もう一つは、さまざまなインセンティブを与えるという観点での税という位置づけもあると思いますし、今まで、どちらかという点、税のあり方の基本は国が決める、あるいは政策税制についても、国が租税特別措置法を初めとしてさまざまな形で、極めて細かいところまで国が定めて、それが世の中の常識だということになってきていますが、我々、分権を本気で叫ぶのであれば、そういう仕組み自体を変えていかなければいけないと思っています。とはいえ、県としては、何も手ぶらで国に対してぶつけることもできません。ノーアイデアで、ただ単に分権だということを書いていけませんので、そうした観点もぜひ皆様方には共有していただいて、ご議論をいただければありがたいと思っています。

まずは長野県におけるその税のあり方、税の活用ということはどうしていくべきかというご議論と、やはり分権の時代、国と県、国と自治体との関係というのは、本当にこれまでどおりでいいのかという問題意識を私は強く持っておりますので、ぜひそうしたことも含めて幅広い観点でご議論をいただいて、ぜひ長野県の政策推進のため、そして長野県の皆さんの暮らしの安心・安全を確保すると、持続可能な社会をつくっていくと、そういう観点で、税はどうあるべきかということをご議論をいただいて、いい方向を、私どもに対して提示をしていただければありがたいと思っております。

今日、私はちょっと途中で中座させていただいて、また後ほど戻ってくるようにさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 3 委員紹介

(茅野課長補佐)

ありがとうございました。本日は第1回目の研究会でございますので、大変恐縮でございますが、私の方から委員の皆様を、名簿順にご紹介させていただきます。

最初に、当研究会の座長を務めていただきます青木委員さんでございます。

次に、小澤委員さんです。

沼尾委員さんでございます。

堀越委員さんでございます。

水本委員さんでございます。

本日、ご都合により白戸委員さんが欠席されておりますので、ご報告させていただきます。

次に、長野県側の出席者でございますが、阿部知事のほか、当研究会を担当しております岩崎総務部長でございます。小林税務課長でございます。

さらには関係部局の職員が多数出席させていただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

#### 4 会 議

(茅野課長補佐)

会議の進行は座長が務めることとなっておりますので、青木座長さん、お願いいたします。

(青木座長)

座長をご指名いただきました、青木でございます。

税の研究会と申しますと、私もたくさんいろいろなところで経験させていただいておりますけれども、何をやるのだろうか。あるいは、何か増税でもたくらんでいるのでは、あるいは、よくあるような行政の都合のいいことを言う御用委員会じゃないのかというお考えがあるかと思えますけれども、決してそのような会にするつもりは毛頭ございません。

後に、課題は何なのか、あるいはこの研究会の目的は何なのか、もう少し具体的にお話しただけだと思いますけれども、一言で言いますと、今、知事がおっしゃっていたように、長野県というよりも、長野県民の方が幸せになるために、税というものがどう使えるんだろうかということについて広く考えていきたい。特に、今、もう一言、知事のお言葉を借りると、国の方であらかじめ官僚制度の中で決まってきた地方税、あるいは税制、あるいは税を使った政策、こういうものを、やはり一から長野県の、若い職員の方も含めてぜひ考えていただきたい。あまり常識にとらわれずに、いろいろな議論をこの中でしていければというのが、私の希望になっております。

当然ですけれども、先ほど冒頭で申し上げましたように、私、よそから来ている人間ですので、ぜひ委員の方々、あるいはこれを報道でお聞きになる県民の方々、あるいは特にメディアの方々、ぜひ地元のニーズ、あるいは地元のご意向、価値観等を、教えていただければと思いますので、ぜひ皆様、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

まず今日のところ、1回目ですので、広くご説明をいただかないといけません。資料を3つ配付させていただいておりますけれども、事務局の方から、ご説明をいただければと思います。

- (1) 長野県地方税制研究会の概要について
  - (2) 長野県政の概要について
  - (3) 県税の概要について
- (資料1～3により小林税務課長から説明)

(青木座長)

今から、今ご説明いただいたところで、追加のご質問があればお受けしようというふうを考えておるところですけど、一言あらかじめ先に申し上げておきますと、なにやるかわからないのにどこを聞けばいいんだろう、ということもございますので、先ほどの知事のお言葉を少し

拝借しまして、一つ検討の項目としては、広い意味での環境というところ。この中、さまざま当然入ってまいります。いわゆる森林関係も入りますし、自然エネルギーですね、大震災以来、特に原発以降特に注目を浴びているところ。あるいは、その他、多分、生物の多様化ですとかいろいろなものがこの環境の中に入ってまいります。さらに幅広くいきますと環境がひとつになろうかと思えます。

それと、もうひとつのテーマとしては、知事の方からもここでご発言ありましたけれど、交流人口・移住・定住関係、ということで、もう一つの検討項目になっていくというふうを考えております。

もう少し後で、今の点を掘り下げてご説明をしたいというふうに思っておりますけれど、そのあたりが検討課題で出てくる、もちろん後から、委員の先生方からも検討課題をいただきたいと思っておりますので、これを決め打ちしているわけではありませんけれど、おおよそこれが課題になるだろうということに基づいて、今ご説明いただいた資料、この中でご質問があれば出していただければと思います。どこからでも、フリートークで、お願いします。いかがでしょうか。沼尾先生いかがでしょうか。

(沼尾委員)

すみません、ご説明ありがとうございました。ちょっと基本的なことを教えていただきたいのですけれど。

最初に、資料2の3ページのところで、経済・産業の1人当たり県民所得というのが非常に落ち込んできていると記載されており、その次の4ページを見ますと、それに対して地域を支える力強い産業づくりを考えたいということで、県民所得を引き上げたいということですが、具体的にどういった分野が落ち込んできているのかとか、あるいは逆に今度、新規で企業の立地を促す税制も入れているようですが、どういう企業が入ってきているのかという基本的な産業構造、今、どういう状況なのかということ、もう少し詳しく教えていただければというのが1点目です。

それから2点目としては、今、政策税制で既に独自の減税並びに超過課税を入れていらっしゃるということをお話を伺ったんですけれども、この制度について、具体的にどういうところを、例えば減税、あるいは不均一課税をやられているのかということと、それに対する効果というものを、県の方ではどういうふう把握しているのかということについて教えていただければということです。

(青木座長)

お願いいたします。今、政策税制について、また何回かのうちに、全部サーベイをさせていただかないといけないと思うんですけれども、第1回目、最初ですけれども、やはり気になるということなので、特に産業支援のところですか、ものづくり減税額19億円というのもありますけれども、少しご説明を、各それぞれの独自減税について、ご説明いただきたい。

(小林税務課長)

沼尾委員さんの方から、前段の産業関係ですが、今日、専門の部署の者が、答えられる者が直接おらないので申しわけありません。後ほど資料を用意しまして、委員の皆さんにはお配り

する段取りをとらせていただきたいと思います。

(青木座長)

先ほど申し上げたように、間違いなくこの独自減税、独自超過については、一度きちんと全部見ないといけませんので、その際にきちんとオープンな形で、委員だけということではなくて、この場でオープンな形で皆さんにご説明をしていただければというふうに思います。

(小林税務課長)

それからもう1点、申しわけありません。

後段の今の減税の方の効果等について、資料3の6ページに実績等を掲げてあるんですけども、この実績が、減税の効果ということで県の中でどのくらいあるのかということになりますと、なかなか、この効果的な部分の検証というのが十分できていない部分はあります。

ただ、件数的に見て、これが本当にいろいろな施策を展開していく上で、この減税が効果的なのかどうかということは、この減税の適用期限がもうじき切れる時期がやってまいります。そんな中で、それに合わせてこれを十分検討していきたいというのが、今の私ども、今後検討していかなければいけないという状況でありますので、またご相談等をさせていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

(青木座長)

次回までにきっちりご説明いただけるように準備をお願いいたします。

いかがでしょう、そのほか何なりと、お願いいたします。

(水本委員)

すみません、基本的なところで、資料3の1ページ目にあります税の調定収入額構成図と、こうお書きいただいているのですけれどもこの調定と収入それぞれの、収入はわかるのですが、調定というのはどんなものなのか、教えていただけますか。

(小林税務課長)

例えば、一番大きいウエイトの高い個人県民税というのがございますが、これにつきましては、例年6月にそれぞれ課税、あるいは給与所得の方については、それぞれ給与から差し引いていただく形で納付いただくわけですが、その課税した段階の額、これが調定額になります。要するに課税額ですね。実際、先ほど申しましたように、給料から差し引く方法、特別徴収というっておりますが、あるいは商売なんかをされている方については普通徴収ということで、年4回に分けて納めていただくわけですが、ただ、全員の方が納めていただくと、収入と調定がイコールになるわけですが、何らかの事情で納められない方、あるいは納めたくても納められない方、あるいは何らかの事情で納めないという方がいらっしゃるものですから、実施の調定と収入のところにはその差が生じてきます。

ですから、現実的に本来、全部納まらなければいけない、課税した額が調定額で、実際に納まった額が収入額というふうにご理解いただければというふうに思いますが。

(水本委員)

それで、その差額が、この22年度は70億円近くあるのですが、例年、このぐらいの差があるのですか。

(小林税務課長)

県税の未収につきましては、大体、少しずつ減ってはきております。ただ、現在のところこのぐらいはあります。特に先ほどちょっと申し上げました平成19年度に、所得税から住民税への税源移譲があったのですが、この時点から少し増えまして、その後、22年度につきましては若干、減ったという状況でございます。

ちなみに数字的にご説明申し上げますと、平成19年度に63億6,000万円ほど未収がありました。これが税源移譲を受けた年ですけれども、その前の年につきましては55億6,000万円ほどです。ここで少し大きく増えておりまして、その後21年まで少しずつ増えてきて、22年度におきましては62億8,500万円ということで、若干ここで未収が減ったという状況でございます。

(青木座長)

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

(沼尾委員)

すみません、先ほどの件で、資料をご用意いただけるということだったのですが、このような形で産業振興とか創業等の応援ということで減税をやられていると思うんですが、やはり、それに対するどのような効果があったのかということを考える上でも、具体的にどういう業種とか、おそらく地域ごとに違いもあると思うので、そのあたりのことをちょっと詳しく教えていただければということと、実際に、例えば事業所が立地をどこに決めるかというときに、この土地は、例えば固定資産税でもいいですし、不動産取得税でもいいですけども、税が安いから立地を決めるのかと。つまり立地を決めるときの条件として、税制上の優遇というのがどのぐらい効果があるのかというのは、非常に議論があるところで、検証する必要があると思います。案外、長野ですと自然の問題だとか、水が非常にいいとか、そういう自然の条件ですとか、あるいは賃金の問題ですとか、あるいは従業員の、例えば家族が住むときの住宅や学校などの環境が整っているとか、そういうところが効いてくるのだとすると、実は減税にあまり意味がないかもしれないわけですね。むしろ、そこは逆にしっかり税としてはとるけれども、その分、従業員に対して一定の、例えば安心・安全な暮らしを提供できる潤沢な行政サービスが長野にはあるのだと。だから、ちょっと税は安くしないけれども、うちに立地すると企業さんにとっても社員さんにとってもいいですと、そういうアピールの仕方もあるわけです。

そのあたりのことも含めて、確かに減税というと、産業界からは非常に聞こえのよい言葉ですし、いかにも支援をしているようですけれども、そのあたりの効果がどの程度のものなのかということと、本当にそれで税収は減るわけですけれども、ではそれでどの程度企業が来て、それは本当にこの税制ゆえに来たのかというあたりのところをやっぱり検証してみられると、本当に減税の方が企業が来るのか、減税しないんだけれども、別途の何か施策の方が実は企業を呼べるのかもしれないというところ、おそらく県の方でもこれまで考えてこられていると思うので、これまでどういうことを検証されてきているのかというところを、次回、もうちょっ

と詳しくお示しいただければと思います。

(青木座長)

何かございますか。

(小林税務課長)

今、沼尾委員さんのご要望のありました資料、次回までに用意させていただきたいと思いません。

過去には企業誘致、低開発工業地域とか、農村工業地域の誘致とかという国の政策があった中では、かなり長野県としてもいろいろな地域で企業誘致をした時代がございます。その時代は、そういうものに基づいて税が安くなるというものもかなり効果があったのかなというふうには感じているのですけれども、時代が変わってきていると思いますので、その辺を含めた資料の用意はさせていただきたいと思えます。

(青木座長)

それで、今、ほかの委員の方も、あるいはメディアの方にもお伝えをしておきたいのは、今、まさに沼尾先生がおっしゃっていただいたことを議論するのがこの場です。間違いなくこの制度をつくられるときに議論していなければおかしな話なので、きちんとやっていらっしゃるはずだと思います。

それを改めてもう一回我々として、あるいは、今、税務を担当されている方、あるいは今、経済振興を担当されている職員の方々と一緒に考えたいというのが、この研究会の趣旨ですので、今、沼尾先生がおっしゃられたように、税率、どのくらい動くのだろうか、税率だけではないですね、何が決定的な要因なのでしょう。本当に自然環境のすばらしさ、あるいは、住んでいる方の質の高さ、あるいは地理的なアドバンテージ、いろいろなものがある中で、政策税制をどのように打ったらいいのだろうか。片方では、政策税制というのは、当然ですが、誰かを優遇したり、誰かを悪者にするわけですから、当然、不公平を招くことになりまますから、この不公平が、果たして、片方の利益、例えば企業が来ますとか、あるいは自然環境を保護できますといった利益とバランスがとれるのか、ということを考えるのが、この研究会の目的になりますので、今、幅広く、これ実は検証のしにくいところで、経営者の方にアンケートしたところで、本当の本音で語っていただいているのかも含めて、なかなかわかりにくい部分もありますけれども、これをできるだけいろいろな人、いろいろな方、あるいは職員の方、経営者の方、県民の方、いろいろなご意見を聞いてバランスよく答えを出していきたいと思っております。それが、一つ、企業誘致を題材にしたこの研究会の課題ということになるかと思えます。

ほか、いかがでしょうか。

(小澤委員)

それでは、今のお話を受けて。沼尾先生のお話にもあった「信州ものづくり産業投資応援税制」ですが、私の認識としては、誘致のみならず、地域の企業がいかに外に出て行かないかという、そんな出る方を抑えたいという意味合いもあると捉えています。

それから県の施策として、もう大型の工場の誘致というのは、今後なかなか難しい中で、研究開発型とか、あるいは研究機関のような国内に残る機能に来てもらう必要もあるだろうという旗を掲げているようにも聞いております。

また、ご指摘のとおり、県によっては全く税制を設けずに立地のよさだけで売り込んだところが2002年以降の景気拡大期においてはいくつかあったのですが、その後もそうした行政サービスがいいからこそ来ていただける面も増えているかと思えます。

ですから、ご税制と産業支援の合わせ技として、この税制も設けられた面もあるのかなと思えます。

(小林税務課長)

今、小澤委員さんの方から、私どもで本來說明しなければいけない部分を説明いただきまして、ありがとうございました。

特に信州ものづくりにつきましては、今、ご説明いただいたそのとおりでありまして、不動産取得税という税は設けておりますが、これはこの制度の中ではメインではなくて、もっとほかにメイン的な部分の、やや補完する税の部分で、補完する部分という位置づけになっております。

本来の趣旨に基づいた政策の方で、これは商工労働部の方で主体的に実施している中に、税制を若干盛り込んだというのが過程、経過でございます。

(青木座長)

ここの部分でもう一言、今後の進め方に決定的に大きなところなので、申し上げさせていただくのですが、今、税務課長は控えめにおっしゃっていたんですが、どうしても役所というところは、あるいは会社も含めて、男社会、女社会も含めてそうなのかもしれませんが、縦割りになっておりまして、なかなかどちらが権限があるんだとか、どちらの所管なのかみたいな、つまらない話が出てきて、では、この人たちは本当に県民のために働いているんだろうかと、常々、皆さん思っいらっしゃると思うのです。その上で、今回はそれを乗り越える、できるだけご努力をいただきたいというのが私からのお願いで、これ所管がどちらなのか、はっきり申し上げると、産業振興だけで決めると変なおかしな話ですし、当然ですけども、これ税を使っているわけですから、片や、逆に税の方で決める話でもないわけですよ。

ですから、こういうものをお互いにどっちだとか、あるいはおれのだという話になると、またとんでもなくよくない、県民にとって特によくない、あるいは不公平な状態が生まれてしまいますので、ぜひこれ、今、産業振興と税ですが、これ環境の話になってくれば今度、環境、あるいは森、あるいはエコ住宅、そういったいろいろな縦割りの間をとっていかなければいけませんし、別に税が偉いわけでもないし、環境が偉いわけでもないし、できるだけ県民からすれば、皆さん仲よくちゃんと仕事をしてくださいということ。ぜひ申し上げたいのは、これ今ここにいらっしゃる方にも語っているつもりでありますけれども、ぜひ縦割りを乗り越えて県民のために仕事をするのだという意識になっていただけると、我々も損得抜きで仕事ができるので、ぜひよろしくお願いをいたしたいと思います。

あと資料についてご質問をお願いいたします。



(堀越委員)

堀越でございます。質問というよりは感想です。今朝の新聞にも載っていましたが、長野県内の赤字企業が、日本からいけば下から2番目の率で、これは2009年度ですけれども、81.7%だという状況が、今現在の長野県の経済の状況でございます。

私がいかに実務家として税を扱う立場から感じていることなのですけれども。今、ここにいろいろ、減税措置なども一覧表でいただきましたが、独自減税の中の3番目ですね、創業等を行う中小法人等を応援する県税の特例に関する条例関係の中で障害者、それから母子家庭の母の雇用に取り組んだ場合、それから環境に配慮した取り組みを行った中小法人、あるいは個人を応援するための課税ですけれども、これは実際に、私もこの減税については利用させていただいたことがあります。非常に使い勝手が悪いといいますが、継続できない。企業の意欲として、継続していく意欲が出る減税になっていないのではないかなというふうに思います。

実際に効果が出ていた6ページですね、こここのところに、実績の一覧表がありますが、これをご覧になっていただいてもわかりますように、多くが赤字企業であるということもありますが、どのくらい活用している法人、個人がいるのであろうかということから、やはりこういう内容ももう少し掘り下げて見ていく必要があるのではないかと感じております。

今回、この中で、環境のことも踏まえてということが先ほど出ましたけれども、今、このところに環境への取り組みで、一つ、その減税対象のものがあるわけです。でも、この内容につきましては、適用1回だけです。継続性がないということもやはり見直しをしていく必要があるのではないかと感じております。以上です。

(青木座長)

ありがとうございます。今、堀越委員の方からご指摘があったところ、今後間違いなく、そこを見て検討して皆さんにご議論いただくことになろうと思っておりますので、ぜひまた、事務局の方は資料等、ご用意いただければと思います。

それでは、資料についてよろしいでしょうか。もちろん追加で、第2回目以降もまた、さかのぼってお聞きいただくことも可能ですし、もっと詳しいこと、インターバルといいますが、会議のないときにでも事務局にお話しただければ次回に向けて用意をしていただければと思いますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、今後の進め方といいますが、先ほど少しお話をさせていただいたのですけれども、今から委員の先生方からも検討課題、今、出たものとは別にご意見、ご要望ありましたらお出しただければと思うのですが、私の方から、知事より先ほどお話があったところで少しだけご説明をさせていただきたいと思っております。具体的にもう少ししないと、委員の皆様方、イメージも湧かないでしょうし、少し敷衍(ふえん)をさせていただきたいと思っております。

大きく分けて環境と交流、移住、定住という2つのサンプルで説明をさせていただきたいと思っております。先ほど申し上げたように、環境の中には幾つものいろいろなものが入ってきますので、委員の先生方から改めて追加をどんどんしていただければと思いますし、もっと県民の方からの声を吸い上げていただいて、事務局の方からご提案をいただいても全然かまわないというふうに思っております。

その中で、例えば一つ、自然エネルギーのいわゆる発電促進ですね、これについてどういうことができるのか。おそらく、今、白い犬の会社が取り組んでおります。知事会も市長会も手

を組んだようですけれども、やはりもう少し、長野県の場合、多分アドバンテージがあって自然環境を生かせる立地だろうというふうに思います。ですから、全国並みなことをやっているよりも、やはりもう少し先に出て、知事もおっしゃっていましたが、全国がもたもたして、あるいは官僚制度が、今、機能不全を起こしているというか、変な方向へ走っているおそれもありますし、そもそも政治がぐちゃぐちゃになっておりますので、こういう時期に全国横並びで待っているのは得策ではないと。それで、何か税をきっかけにして、この自然エネルギーのところをもう少し先に出られないかと、長野県が。それだけの地理的な、あるいは地勢的なアドバンテージがあると思いますので、これをぜひ検討をしていきたい。

ここでは、次の課題ともちょっと連動するのですけれども、当然ですけれども、県だけでやっていけるのかどうなのか。もう少しやはり市町村と連携ができるといいことができるのではないかと。全国的に言いますと、どうしても都道府県と市町村の間の方向性のすれ違いというものが目立って、同じ県でありながら、なかなかいい行政ができないという嫌いがある、そこを打破するのも、長野県が先陣を切ってやってみてはいかがでしょうかというふうに、チャレンジしてみる価値が私はあると思いますので、自然エネルギー、県だけではなくて、やはり地元といいますか、例えば何か太陽光にしる、地熱発電にしる、設置をする市町村との連携、協働、同じ方向を向いた話し合いが必要になるので、そのところも含めて、我々検討課題にしたいと思っております。

同じく市町村との連携でいいますと、当然ですけれども、いわゆる省エネ住宅、長野県の場合にはおそらく冬が寒いので、断熱が必要になるのかなというふうに思いますが。いわゆる省エネ住宅、これも首都圏で私も仕事をしておりますけれども、いろいろな自治体で取り組んでいるのですが、なかなか進まないのが現状。やはり震災をきっかけにして進めていかなければいけない。ここでもやはり先陣を切ってやっていってほしいなということがあって、何かこの辺で委員の先生方、あるいは職員の皆様のアイデアを出していただけるとおもしろいなというふうに思っております。

それともう一つが、資料、サンプルとしてご用意いただきましたけれども、森林関係です。これについては、私もほかの県でも経験がございます。はっきり申し上げますと、これつくってからは、確かに、今、どの県も県民会議というような組織により、上がった税収の用途ですとか、用途の監視ということでチェックをかけるというのが必須になっております。ただし、これ税として当然、更新期を設けておりますので、つまりこういうことです。全国でいけば、標準税率というか、全国一律の税率であるべきところを、本来、上回って税金をとっているわけですから、この上回るものが、既得権ですとか、あるいは慣れですとかになってしまっているということ、どの自治体も時限を設けているわけです。この時限ごとに税としてのあり方を見直す。ですから、県民会議の方と別にバッティングする話ではなくて、税として、果たして本当にいいやり方なのだろうか。つくったときの税の議論、私もすごい時間をかけて、ほかの県で、この森ですとか水ですとかの検討をさせていただきましたけれども、税は税としての理屈がきちんとありますので、こここのところを振り返って、もう一度、時限ごとに見直していく必要があると思います。

この際に、例えば、今、県民税の均等割の超過課税でやっておりますけれども、ほかの税で、ほかの課税のやり方でやれる可能性もあるのかもしれないし、それがほかに実態があるのかもしれないから、幅広くここで、ですから単に見直しで、冒頭申し上げたように、御用委員

会のように、はい、これでいいです、では継続しましょうということではなくて、もう一度立ちどまって、森を守るための税というのは本来どのようにあるべきなのか。今は均等割、超過課税で、全日本の半分以上の県がやっている、横並びでやっておりますけれども、果たしてこれでいいのか、長野らしい税なのかということが、一つ検討課題になってくると思います。

この点でもう一つ言いますと、森の税金というのは何かというと、森を守る費用を森の利益を受ける都市部の人々がみんなで分担しましょうという税金なわけです。これ、今、現状では、30くらいの県が県内の話としてやっております。ただし、これ皆さんお気づきのように、あるいは資料の2の1のところにありますように、長野県の地勢学上の位置づけからいうと、長野県は守る立場、もちろん都市部もありますけれども、守る立場になっているわけです。むしろ川の下流の方ですとか、あるいは電気であれば名古屋、河村市長の方までとられていってしまっているわけです。こういう県にとどまって、果たして森を守る税金をやっていいのだろうか。

既成概念を取っ払って言えば、本来は、例えば電気関係でいえば名古屋が払って、こちらはもらう立場になったっておかしくないじゃないかという理屈も十分に成り立つわけです。あるいは、森、川、下流の方、山梨、神奈川、こういうところが負担をして、長野県はそのかわりに守ってあげますということもあり得るわけです。これが、自治体間の連携、今度は都道府県間の連携になるでしょうし、あるいは、もう少し言いますと、国が、ではどうするんだと。現状では今、先ほどから申し上げていますように、半分以上の県が実施をしているわけで、これもほとんど法定に近いのではないかと。法定といっても、別にまた一律、画一的なものにすると別に言うわけではなくて、今申し上げた森林交付金のような、都市部が負担をして森林部の環境を守るということ、県を越えてやることを全国展開できないかなということも含めて考えていくと、いろいろなことが考えられるわけです。

今回の原発の問題で、電力を起こして送っているところと電力を使うところとの断絶の問題がようやく明らかになったわけで、これを、では自然環境に置きかえてみたら、全く同じことが言えるのではないか。この問題、目をつぶって、果たして森林環境税を長野県だけで更新していいのだろうかということがありますので、これは具体的な出口がどこになるのか。これをやろうと思ったら、本当に一大改革になりますのでなかなか難しいとは思いますが、ただ議論をする意味は十分にありまして、その議論をできるのが、決して東京都ではなくて、この長野県だというふうに思っておりますので、こういう方向で少し考えていただければいいのかなと思っております。

あるいはもう一つ、サンプル、先ほど知事の方からございましたけれども、交流人口、定住人口の増ということについても、長野県、私も今日、新幹線に乗ってきて途中、軽井沢でたくさん降りて行って、別荘地として有名なところになるわけです。ほとんどの方は、別荘を持っている方は東京に住民票を置いていらっしゃるわけで、別荘を持っていらっしゃる方ですから、それなりに所得、あるいはそれなりに資産をお持ちの方だろうと思います。ですから、当然、地方税が高いのを払っているわけですが、その地方税、その方々には問いかけたいのは、あなたたちたくさん地方税を納めていますけれども、それが東京都に対して納めることでいいのですか。この大震災にもかかわらず、オリンピックまでやろうなんていうわけのわからないことを言っているところに納税するよりは、自然環境豊かなこちらに納税してくださいというふうに言っても、別におかしくないのかなと思います。

ですから、これはもう定住していただく、どういう定義かにもよりますが、住民票を移して

いただければいい話で、もちろん実態がないとなかなか税というのは、以前の例もあったように、住んでいるところで課税をするということになりますから難しいのですが、こちらのよさを認めてもらって、住民票を移してもらって、週の半分以上はこちらにいていただけることが何かできないのかなど。そのために税をきっかけにして、少し幅広い政策が打てないのかなどというのが、まずは入り口のところの素朴なご提案ということになります。

もちろんこれについても、ほかに検討する委員会というのがあるようなのですが、我々はあくまでも税を題材にして、ほかの委員会の方は偉い先生が偉いお話をされているんだろうと思いますから、むしろ我々の方はもう少し、素朴など、今、申し上げましたけれども、県民の方々の直接の意見、あるいは直接のアイデア、あるいは、職員の方の粗々のアイデア、こういうところから積み上げていって、何か審議会の偉い先生の方では出ない話で、おもしろい、でもまだ具体的、具体化までは遠いかもしれない、そういう話から始めていけばなというふうに思っております。こういうことを、知事の言葉からいただいて、考えておりました。

2回目以降の進め方について、後でまたご説明をいたしますけれども、まだ具体的にどのテーマをすぐに取り上げてということも決めておりませんが、おおよそそんな感じで進めさせていただければと思います。

ここで、先ほどから申し上げているように、委員の先生方から何か、いや、むしろ我々よりも、私よりも地元の先生方から、いや長野県としてはやっぱりこういうことも検討した方がいいのだということがございましたら、ぜひこの場で、今、本当に思いつきでも何でも結構でございますので、お出しをいただくと、次回以降、少しどのテーマをご審議いただくか、優先順位をつけてお出しをさせていただきたいというように思いますので、何かございましたらお出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(小澤委員)

今、青木先生からお出しいただいた、自然エネルギーが一步前に入るべきだとか、軽井沢などに来る方から長野県に住民税を、納税してもらおうというのは大変いいお話かと思っておりますので、ぜひこれを深めたいというのが一つあります。

それから、先ほど申し上げたとおり、非常に産業の空洞化が懸念される中で、やや古いのですが、平成10年の経済産業省商工業実態基本調査を見ますと、中小製造業の売上高に占める下請金額の割合が全国の中で最も高いという現状があります。

そういう中におきまして、今、製造業は六重苦とか八重苦とかと言われる中で、諸外国と同じ土俵で戦わせてもらえないという、こういう叫びに似た声というのが多く聞かれます。これは下請企業においては特に厳しい。従って、これらの分野については、国がきちんとやるべきなのでしょうけれども、今の幅広いお話を聞きますと、県としても、一つでもそういった重荷になっているものをはずしてあげるような支援を税の面からアプローチできれば非常にいいのではと、そんなことを望んでおります。もし今のお話の土俵に乗ればお願いしたいと思っております。

(青木座長)

また、会議のインターバルでも結構ですので、少し何かメモ書きですとか、あるいはお考えをお知らせいただくと、次回以降、ぜひこの産業振興、特に中小についてはやはり、自治体

の責務も非常に重いと思いますので、もちろん国がしっかりしていないせいもあるのですが、ぜひ検討させていただきたいし、検討したいと思っております。

他、いかがでしょうか。お願いいたします。

(堀越委員)

私といたしますと、やはり外から流れ込んでくる、あるいは企業の誘致ということも大変大切だと思うのですが、やはり地元企業を守っていくということも非常に大切だと思うのです。特に経済を支える中小企業、中小弱小企業、零細企業ですね、そういったところに対して、もっと地域に根ざした何かができる方向性に持っていかたいなということを、個人的に考えております。

それともう1点です。やはりちょっと、先ほど伺いました知事の思いの中には入っていなかったのですが、ワーク・ライフ・バランスといいますが、男女共同参画、そういった面と税を何かつなげることができたらいいというのが、私の中に思いがあります。

(青木座長)

ここも少し、もう少し具体的に何かメモでもいただけますと、次回に向けて少し検討させていただきますので、ぜひ思いのたけを、ぜひ何かお伝えいただければと思います。事務局までお電話でもいいですし、ぜひお願いいたします。

いかがでしょうか、お願いいたします。

(水本委員)

産業といいますが、工業の方もいいのですが、実は長野県の場合に、観光も一つの大きな産業の目玉といいますが、振興していかなければいけない状況になると思います。そういう意味では、信州・長野県観光協会理事長も、知事から民間の方にかわったということもあります。

ぜひ、そういった大事な観光を振興できる何かができれば、車輪といいますが、両輪になっていますので、そこら辺もぜひ何とか考えていければと思います。

(青木座長)

ありがとうございます。先ほど私の方からも申し上げた、多分、交流人口の方とも少し重なる部分があるのだろうと思ひまして、それをもうちょっと拡大して、とても大事なことで、多分、今、東日本のこともあって、長野県は、観光的に、今、追い風になっているんだろうと思いますけれども、やはりもっとこれを定着させて進めるために、税が何か使えればおもしろいなというふうに思っておりますので、これもぜひ検討をしたいというふうに思っております。

それで、今、委員の先生方からアイデアをいただきましたけれども、これ、今、突然お願いをしておりますので、かなり無茶振りのなところもありましたので、ぜひこの会議と会議の間でも結構ですので、思いついたらすぐに事務局に電話をいただいております。私の方で整理をさせていただいて、2回目以降、議事に入れさせていただきたいと思ひます。

それで、今後の進め方ですけれども、今、申し上げたように、委員の先生方のご発議も含めて、少し整理をした上で粗々の見取り図といいますが、進行予定等といったものをつくらせていただきながら進めていきたいと思ひます。

もう一つ、お伝えをしたいのは、なかなか先生方もご多忙ですし、さっきから申し上げているように、職員の方のアイデアを聞く場をつくりたいと思っておりますし、例えばインターネット検索をしても出てこないようなアイデア、ユニークなアイデア、オリジナルのアイデア、国レベルで議論されていないアイデア、こういうものをぜひ積み上げてと思っておりますので、別途、専門部会、いわゆるワーキンググループみたいなものをつくって粗々の整理をした上で、こちらの研究会にお諮りをさせていただきたいというふうに思っております。専門部会については、また別途、知事の方から委嘱をされることになると思います。私も相談をさせていただきながら人選を決めたいと思っております。

その専門部会の、多分、間違いなく粗々の議論ができる若手の研究者さんと思っております。その方々と一緒に県の、特に県庁の若手の方々と、あれがいいのだ、これがいいのだと、いや違うのだということ議論させていただいて、その中から可能性があるものを整理した上で、こちらの研究会にお諮りをして、ご意見を頂戴して、だめなものは切っていただき、いいものはまたこちらで伸ばしていただくという進め方でやらせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか、それで。

(出席者一同)

異議なし

(青木座長)

そういうことで、次回については、その専門部会の方の人選もございますし、テーマ、今、私の方から少し思いつきも含めてお話をしたこと、そして先生方からいただいた事項、こういうものをまとめた上で、議事、議題を作っていくしたいと思いますので、次回が未定ということでご理解をいただければと思います。

お暑い中、ちょうど急いでお集まりいただいたのですが、夏休みは少なくとも集まる機会は多分ないということで、基本的に2カ月ぐらいをめぐりにと思っておりましたけれども、もう少し延びる可能性もありますので、1回、今日顔合わせということで、2回目以降、深いご審議をいただきたいというふうに思っております。

この進め方ですとか、あるいは研究会、そもそも目的何だか、何なりとご意見を頂戴できればと思います。できるだけ目的を少しはっきりさせるようにはしたつもりでありますけれども、やはりこういう研究会、何のためにやるの、結果を出たらどうするのかということ、いろいろわからないところがありだろうと思います。この場で事務局の方にもお答えいただける範囲でお答えいただきますので、ぜひ残りの時間を使って、ご自由に何かご質問をいただければというふうに思いますが、いかがでしょう。

(小澤委員)

では本日の議論を元に、今後の方向性をまとめてもらうということですので、今日の青木先生からの環境、交流。堀越委員からの中小企業支援。水本委員からの観光に加え、農業の振興ということもぜひ軸に加えてほしいと思います。

最近、町村の首長とお話する機会が多いのですが、やはり首長の思いとしては、中小零細の製造業が厳しくなっていく中、今後、我が町村は、農業で食べていきたいという話を多く聞き

ます。自治体で100万円とか、200万円近くお金をつけて、それで若者を、多少根性も要るんだけれども、ぜひ農業に携わる人材に育成したい。こういった動きというのが結構あります。

長野県はご案内のとおり、全国の中で最も多くの村を抱えてしまっているというところで、何としてでも各自治体が自ら食べていく産業を興さなくてはならない。そうした意味から、先の観光や林業のすぐ隣にある農業の振興というのも検討課題の中に入れていただければと思います。

(青木座長)

今のテーマ、沼尾先生、ご専門でいかがでしょうか、まさに沼尾先生のご専門で。

(沼尾委員)

いえ、農業は全く専門ではないのですけれども。ちょっと農業そのものということではなかなかちょっと申し上げにくいところもあります。ただ、今の農業の話もそうですし、先ほどの自然エネルギーの促進の件もそうなのですが、そういったことをテーマに税のことを議論する場合、結局、既存の例えば産業の状況ですとか、さっきの自然エネルギーであれば、長野県内で小水力、太陽光、バイオマス、風力、地熱といったところがどのぐらい、今、普及をしていて、それに対する、例えば財政負担であるとか、何かどういうふうになっているのかとか、そのあたりの現状をまず把握するというのと、特に農業の場合そうだと思うのですけれども、既存のやっぱり国の制度の中で、補助金なりいろいろな制度があると思うのですね、税制上の優遇措置ですとか。そのあたりのところをかためた上で、そこでやっぱり網羅できない長野県独自の課題というものがおそらくあるとすれば、あるいは、長野県では国の今やっているところよりさらに上を行きたいという、いわゆる横出し上乘せの議論ですけれども、そういう部分があれば、ではそれは何なのかということから、税をどう活用できるかということを検討していくことが大事なのかなと、そういったことを検討するための資料なり材料というのが出てくるといいのかなというふうに思います。また、他県さんですとか、よそではどういう、例えば税制上の仕組みを入れているのかということも検討できればいいのかなというふうに思ったところです。

あともう1点、先ほどの住民税のその話は非常におもしろいと思ったのですが、今、全国で2地域居住の問題があって、そこでの住民税をどうするのかと、こうした2地域居住の方たちに対する負担をどうするかということで、熱海市なんかは、以前から別荘等所有税というのを入れていますし、そこは、既存の固定資産税で別荘に対して課税しているだろうという議論や、では貸しコテージの利用者の負担はどうかとか。あるいは、別荘があれば、結局、住民税均等割は払っているじゃないかとか、そういうところの議論があるわけですけれども、実際にゴミを出すとか、防災無線も通さなくてはいけないとか、特にそういう別荘があったり、これから2地域居住で、月一回くらいのペースで通ってくるという方々に対する行政サービスと、それに対する財政需要を誰の負担でやるのかということは、非常に大きな問題になってくると思うのです。

国の方でも、多分、この2地域居住に対する住民税の問題というのは、近い将来出てくるのかもしれないのですが、そういうところを長野県で先に、うちの県ではこういうふうな方針を立ててやってみただということを出してみるというのは、案外、すごく先端というか、議論

というのができるのかなというふうにも思ったところで、これぜひ議論できたらいいなというふうにも思ったところです。

あと先ほど、もう1点だけ、法人の話を最初にしたのは、観光の話でもそうなのですが、ではその観光でということ、外から来た人たちに対して一定の負担をしましょうということ、そうすると、観光客はよそに流れていってしまうから、その観光客に税負担を課すのはどうか。例えば宿泊に、ホテルに税をかけるとか、あるいは入山税をかけるとよその山に行ってしまうじゃないかということで、必ずその税負担と産業への影響というのでしょうか、というのが議論として出てくるのですね。では、その法人を呼ぶ、呼ばないとか、法人を出す、出さないということともかかわるのですが、だからその税というものを使った税収をどうするかということもそうなんですけれども、税がかかったことでどのぐらい、例えば観光客が流出してしまうのかというあたりのところも含めて議論ができるといいのかなと思います。既にあちこちで、環境関連でそういう入山税のようなものですか、あと沖縄なんかは、島に入ってくる時に税をかけるとか、そういう様にして観光資源の保全・再生復活のための財源を入れているところもあるので、そういったよその地域の事例なんかも参考にしながら、長野県流の観光振興のための税というのが考えられるのかというのを検討してみるといいかなというふうに思いました。

(青木座長)

ありがとうございます。まだお時間ありますので、ご発言があればお願いをいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか、お願いいたします。

(水本委員)

いろいろ税について云々というお話あるのですが、基本的には、これからの経済活動を活発にするとか、県債の残高を減らすとかということについては、いずれにしろ税を、増税をして何とかやっていかざるを得ないという状況にあるのではないかと思うのです。

その中で、基本的にはやはり増税をどうしていくかという、そこが一番のベースになるのではないかなという気がします。

いろいろ検討材料はあるとは思いますが、では、せいぜい増税になってその対価をどうするかと、今、言ったように、沼尾先生がおっしゃられたように、島に入ってくる方についてはそれを負担していただいて、観光といいますか、その資源保護に回しているとかというような形、それはそこだけで完結する姿ですが、基本的にはやっぱり大きなことで、大きな目で見ると、県の財政をどうするかということで、やはり大所高所、大きい小さいところでやっぱり議論していく必要があるのではないのかというような、素人考えですが、そんな気がしました。

(青木座長)

とても大きな話で、今、最後になって出てきて、メディアの方がうれしそうな顔をされるかもしれないのですが。

もう一つ、普通にといいますか、国と地方とありますので、地方税の場合には地方が上げた



から即、負担がそれだけで上がるというわけではありませんので、はっきり言うと、国の方がどうするのだというところが実は大きいものですから、なかなかこれ、話を始めるといろいろな話が出てきて大変なのですが、必ずしも長野県だけが頑張って債務を減らさなければいけないという話でもなくて、国の責任でこうなっているという部分が相当大きいものですから、やはりきちんとそこは、阿部知事、お許しいただけるとは思いますけれども、いざとなればというか、必ず出てくると思いますが、やっぱり国にけんかを売するようなことはやっていかないと、財政についてはいけないと。十分に地方の財源が配分されていないというのは誰が見ても明らかですので、ここについてはやはり、仮に何か増税の話をする場合でも、まずはその、国に対してけんかを売った上でということにしないといけないのだろうなということは考えております。

よろしいでしょうか、知事がちょうどお戻りになりました。

お忙しい中、知事、お戻りいただきまして、今、詳しいことは議事録なり、あるいはご説明をいただければと思いますけれども、おおよそ知事のご意向を私なりに解釈をしたものに、委員の先生方からも、こういうテーマを議論した方がいいということをお伺いしました。

テーマについては、知事のアイデア、プラス委員の先生方から出た特に産業関係を政策的にやっていきたい。もう一つは、今度、やり方については、一つは市町村との何か連携が、例えば自然環境のところではできないのかなというところ。あるいは今度、森の、例えば県を越えた部分については、国の制度としてどうやるのか。あるいは長野県と山梨県、長野県と岐阜県、これの間で何か広域的な形で、従来にないような環境保護はできないのかというような、いろいろなことをこれからやっていきたいと思いますというところで合意をしたところということになります。

(阿部知事)

ありがとうございました。

## 5 閉 会

(青木座長)

それでは、第1回目ということで、少しまだ中身に入れなかったり、事務局の方でも十分に答えられなかったりというところがございます、大変失礼をいたしました。

お暑い中をお集まりいただきましてありがとうございました。2回目以降、先ほど申し上げたように、まずは専門部会の方で、先端的といいますか、日本中やっていないような議論をまずは専門部会で粗々積み上げてきて、第2回、先生方にその整理したものをご提示して、ご意見を頂戴して、さらに精度を高めていくことにしたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

本日は大変ありがとうございました。これにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。